

(株) 柳田産業  
代表取締役  
柳田 栄喜 様

福島県知事 内堀 雅雄



一般建設業の許可について（通知）

令和7年12月22日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	福島県知事 許可（般一 7）第 18655 号
許可の有効期間	令和8年2月13日から令和13年2月12日まで
建設業の種類	

土木工事業  
とび・土工工事業  
管工事業  
鋼構造物工事業  
舗装工事業  
解体工事業

大工工事業  
石工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
鉄筋工事業  
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和13年1月13日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)